

あいち海上の森センターの管理運営についての検討状況について

○行政改革の推進にむけた外部有識者による公開ヒアリング結果
「海上の森条例の趣旨に沿った形で、協働の促進に資するならば、県直営に固執せず、指定管理者の導入も含めて検討すべき。」
 との意見が出され、再検討することとなった。

1 あいち海上の森センター（以下、センターという）の管理運営の考え方について

- ・ 愛知万博開催前から、海上の森の保全・活用のあり方について、県が中心となり関係者と調整を行ってきた。
 その結果、条例を制定し、万博の理念を風化させることなく、海上の森を愛知万博記念の森として、**県と県民等の協働により、将来にわたって、保全・活用に取り組むこと等を県の責務として位置づける**とともに、その拠点としてセンターを設置した。

2 指定管理者制度とは

- ・ この制度は、平成15年から始まり、多様化する住民ニーズに、より効果的、**効率的**に対応するため、公の施設の管理を**民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等**を図ることを目的としている。
 具体的には、公園、体育館、運動場、その他宿泊施設等が挙げられる。

3 平成28年3月30日付け海上の森運営協議会（芹沢座長名）意見書の概要

- ア 万博理念である「人と自然の共生」を里山という場を通して具体化させるため、県自らが先頭に立って維持発展させることが県の重要な責務
 - イ 里山の保全と活用のあり方は、十分な方策が確立されておらず、長期的な視点を持つことが不可欠であり、将来を見通した県の管理運営のもとで、ノウハウの蓄積が必要
 - ウ 「県と県民等との協働」による活動をモデルケースとするために課題の洗い出しと克服する工夫を重ねている段階であり、片方の当事者である県が直接的に関わることが必要
 - エ NPO法人海上の森の会が指定管理者となるには荷が重い。
- 以上により、指定管理者制度を導入することは事実上困難である。

4 指定管理者制度の導入の可否の理由の整理

【主な論点】

- ・センターの業務体系の視点から、**現地に県職員が常駐する必要性**を整理

○センターの業務体系

区 分	主な業務内容
海上の森の将来にわたる保全	○自然環境調査 ○森林・農地の整備
森林や里山の学習と交流の拠点づくり	○森林や里山の展示・情報を学習・発信できる施設 ○体験学習の実施 ○森林・里山整備のための人材育成
施設の整備と運営	○本館、遊歩施設、里山サテライト等の活用・管理 ○運営協議会の設置
協働と連携	○県民参加組織（NPO 法人海上の森の会等） ○小中高等学校・大学、企業、地域等との連携
計画の進行管理	○PDCAサイクルによる進行管理 ○取組の実施状況の周知・情報発信

公開ヒアリングの結果

- センター設置から10年間の成果と課題を踏まえ、改めて今後のコンセプトを明確化し、必要に応じて見直し、充実も検討すべき。
- 海上の森に限定した取組ではなく、モデル的な拠点として、人材育成などその効果を県全域に幅広く波及させるような取組も検討すべき。
- 運営手法は手段。海上の森条例の趣旨に沿った形で、協働の促進に資するならば、県直営に固執せず、指定管理者制度の導入も含めて検討すべき。

平成27年10月29日(木) 中日新聞(朝刊) 県内版 24面

中

産業科学技術センター 海上の森センター

「県改革方針再検討を」

県の行政改革について有識者の意見を聞く公聴会が二十八日から二日間の日程で、名古屋市中区の県三の丸庁舎で始まった。「あいち産業科学技術総合センター」(本部・豊田市八草町)と「あいち海上の森センター」(瀬戸市)に関して、県の改革方針は具体性を欠くなどの理由で「再検討が必要」と判定された。

地元企業の技術支援を担う「あいち産業科学技術総合センター」で議論されたのは、それぞれ「拠点としての下部機関の「産業技術センター」(瀬戸市、常滑市)と「繊維技術センター」(一宮市、蒲郡市)。県は全拠点の存続を前提に「技術相談や指導業務は各拠点に必要なが、研究開発は再編、集約を図る」と説明した。

質問者からは「なぜ全拠点の存続が前提なのか」と疑問が相次ぎ、六人のうち四人が再検討を求めた。

海上の森センターは「既に清掃や警備など多くの業務で民間委託を進めており、引き続き効率的な運営に努める」との県の方針に対し、「指定管理者制度の導入も検討するべきだ」と注文が付き、質問者八人全員が再検討が必要とした。

(第3種郵便物認可)

「二十九日は、県立高校施設の老朽化対策など」「職員福利厚生

信サイト「Ustream」でも中継される。公聴会は二〇一一年度から毎年開催。本年度は企業経営者や大学教授ら有識者が質問者として、県が選んだ六項目の改革方針が妥当かどうかを判定する。(赤川肇)

平成28年3月28日

愛知県農林水産部農林基盤局長 殿

海上の森運営協議会

座長 芹沢 俊介

あいち海上の森センター（公の施設）の管理運営のあり方に対する
海上の森運営協議会としての意見

事務局から提案のありました、あいち海上の森センター（以下センターという）の管理運営のあり方について、3月23日に開催した海上の森運営協議会で協議しました。海上の森運営協議会としては下記の理由により、県の直営による管理運営が維持されるよう強く要望します。

記

- 1 センターは、「自然の叡智」をメインテーマとして開催された2005年国際博覧会の理念である「人と自然の共生」を里山という場を通して具体化させることを目的として、「あいち海上の森条例」に基づき設置された機関です。「人と自然の共生」がますます重要になっている今日、センターを県自らが先頭に立って維持し発展させることは、県の重要な責務であると考えます。
- 2 センターは、直接的には海上の森の保全と活用を担当する機関ですが、その活動は県全体のモデルケースとしての意義を持っています。里山の保全と活用のあり方は近年特に注目されるようになった課題で、十分な方策が確立されておらず、また、期限を区切るような取組ではなく、長期的な視点を持つことが不可欠であるので、将来を見通した県の管理運営のもとで、ノウハウの蓄積を行う必要があります。
- 3 現在まで行われている「県と県民等との協働」による活動も、今後このような協働を各地に広げていくためのモデルケースとして、課題の洗い出しと克服を目指して、様々な工夫を重ねているものです。よりよい協働関係を築く方策を確立するためには、片方の当事者として、県が今後とも直接的に関わっていく必要があります。
- 4 仮に指定管理者制を導入する場合、指定管理者は、センターの性格からして、NPO法人海上の森の会しか考えられません。海上の森の会所属委員に個人としての意見を伺ったところ、会自体が指定管理者となるのは荷が重く、引き続き県との協働を続けていきたいとの意向が示されました。

この意見は十分理解できるところであり、従って、指定管理者制度を導入することは事実上困難であります。